平成２３年（フ）第６０７号
北九州市小倉北区下到津２丁目４番20―201号
債務者　俵本　尚子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６５号
北九州市八幡東区高見５丁目５番２―101号
債務者　岡　　武夫
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８９号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目25番18―204号
債務者　上野　恭子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０４号
北九州市小倉南区徳力７丁目８番15号
債務者　上原　昭義
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０７号
北九州市八幡西区上の原１丁目４番12―403号
債務者　岩崎まゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　嶋野　政憲
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第９１号
福岡県田川郡福智町伊方2480番地１
債務者　久場　直季
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３３７号
大分市大字高瀬700番地の23
債務者　吉川　静恵
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５４号
宮崎市大字恒久767番地１
債務者　長友　貴彦
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２０号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸340番地
債務者　郡　　志保（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３０号
宮崎県日向市伊勢ケ浜88番地
債務者　黒木　ルリ
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５０号
宮崎県延岡市惣領町24番12―101号
債務者　矢田　祐一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６４号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地　５―203号
債務者　宮元　美緒（旧姓川畑・名嘉元）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第９３号
鹿児島県霧島市国分向花町４番14―605号ロイヤルシティー奈良田
債務者　櫻井　智章
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
鹿児島県霧島市溝辺町有川699番地61　第３前原団地２号棟485号
債務者　荷福　順枝
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
盛岡市乙部30地割51番地10
債務者　中虫壁ひとみ
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５１号
福島県郡山市新屋敷２丁目37番地、前住所福島県郡山市日和田町字朝日担37番地の７　クローバーヒルズⅢ202号
債務者　古川恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
神戸市垂水区小束山２丁目７番地の７、申立時の住所神戸市西区宮下１丁目８番24号
債務者　大山順姫こと　鄭　　順姫
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係